

【奈良県公式まち巡りアプリ】
ならたんーきょうから奈良へー

アプリ掲載店舗 募集要項

申込期間

平成29年7月18日（火）

～

平成30年1月31日（水）

奈良県まち巡りアプリ

「ならたんーきょうから奈良へー」事務局

平成29年7月18日

問い合わせ先 奈良県公式まち巡りアプリ「ならたんーきょうから奈良へー」事務局

E-mail : nara-iot@ml.nesic.com

U R L : <https://www.naratan.com>

1. 事業の概要

奈良県では、県内における観光客の周遊と消費の促進を図り、観光消費を拡大し、県内経済を活性化することを目的として、スマートフォンアプリ「ならたんーきょうから奈良へー」（以下「ならたん」アプリ）という。）を用いた社会実証を行います。

- ▶ 実証期間：平成29年8月4日（金）～平成30年2月28日（水）
- ▶ 実証内容：アプリ「ならたんーきょうから奈良へー」の公開・運用
 - ・店舗情報の掲載（アプリ及びPRサイト）
 - ・県内におけるスタンプラリーの配信
 - ・アプリ利用者の属性・移動情報の取得

2. 掲載店舗の募集について

上記の実証のため、「ならたん」アプリに店舗情報等を掲載いただける店舗を以下のとおり募集いたします。

店舗掲載のメリットとして、次のようなことが想定されます。

○Web検索等のアクセス向上

アプリでは、地図形式による表示で自分の周りにある店舗が簡単に確認できます。掲載する店舗情報は、それぞれの店舗がインターネットを通して登録・編集可能であり、県のPRサイトとリンクすることで、検索等で見つかりやすくなる利点もあります。

○観光客の誘引

アプリにおいて、奈良県内におけるスタンプラリー企画やイベント情報の提供も行いますので、スタンプラリーやイベントに参加される観光客がアプリの店舗情報を見て、店舗を利用されるきっかけとなると考えられます。

○利用者の情報取得

利用者の属性や移動情報をアプリで取得できますので、店舗の周囲にどのような年代でどこから来た方が多いのかという情報も分析・提供させて頂く予定です。

3. 掲載店舗 応募資格

◎奈良県内に所在する店舗（チェーン店の場合は本社が奈良県内に所在する店舗）

ただし、次の事業者を除きます。

- ①所得税、事業税、住民税等、税を滞納しているもの
- ②「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定

する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの

③特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの

④奈良県の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの

⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等

⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3. 「掲載店舗」の責務等

①店舗の利用者や観光客等に対する「ならたん」アプリの周知（店内におけるチラシの提示・配布し、利用者にダウンロードを促すなど）にご協力ください。

②「ならたん」アプリに掲載した店舗情報はリリース後（平成29年8月4日予定）、あらかじめ配布するID／パスワードを用いてコンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）で更新いただけますので、来店促進のためにも可能な限り最新情報への更新をお願いします。

③店舗情報には、店舗独自の割引等のサービスを掲載いただくことも可能ですので、来店促進のため積極にご利用ください。ただし、割引等のサービスが利用された場合の費用（割引額等）は、各店舗でご負担ください。

4. 応募方法

（1）応募方法

掲載店舗に応募される事業者は、「募集要項」の内容に同意のうえ、「ならたん」ホームページの店舗情報登録フォームに必要事項を入力しお申込み下さい。

なお、入力いただいた店舗情報は、「ならたん」アプリのほか、「ならたん」ホームページでも掲載いたします。

「ならたん」ホームページ <https://www.naratan.com>

※系列店など県内に複数の店舗を持つ事業者については、事業者単位ではなく、店舗単位でお申込み下さい。

(2) 応募期間

平成29年7月18日(火) 0時 から 平成30年1月31日(水) 17時まで

(3) 参加店舗の選定

応募のあった事業者については、「ならたん」事務局の審査を経て承認します。

承認の場合は、申込後2週間以内に、「操作マニュアル」、「ID」、「パスワード」を電子メールにてお送りします。これらを使って、アプリ上の店舗情報を更新いただけます。

非承認の場合も、申込後2週間以内に、その旨を電子メールにてお知らせします。

ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

5. 掲載店舗の取消等

「募集要項」の記載内容に違反する行為（虚偽等）が認められた場合、掲載店舗の承認取消、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

6. その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、別途協議を行います。
- ・掲載店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「ならたん」アプリ、「ならたん」ホームページなどにより広報します。また、同情報は奈良県が製作・運用している他のアプリに店舗情報として掲載させていただくことがありますのでご了承ください。
- ・掲載いただいた店舗独自の割引等のサービスの利用に関して、利用者とトラブル等があった場合でも奈良県は責を負いません。
- ・また、アプリに掲載いただいた店舗情報等の内容に関して、利用者とトラブル等があった場合でも奈良県は責を負いません。